

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。これまで、本校においてもさまざまな取組が行われてきた。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

＜学校を挙げた積極対応＞

ア 学校に校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を常設し、「いじめを見逃さない」学校づくりを推進する。

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、小さな芽のうちに摘み取る。

イ 警察や児童相談所等の外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。

関係機関等との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信する等、双方向に「風通しのよい」関係をつくる。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図る。

＜平時からの基本姿勢＞

ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、どの学級でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する。

全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識する。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。

いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示す。

ウ 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が必要であることを教職員自身が認識する。

教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

2 いじめの防止等のための組織及び施策等

■ 基本的な考え方

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」との前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことが大原則である。

1. いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
2. いじめ対策に同一步調で取り組む組織やルールをつくる。
3. いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにする。
4. 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
5. 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。

※問題解決までの過程とは、

「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」

6. 時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

【参考：「いじめ対策年間計画（例）（P14）】

■ いじめ問題対策チーム

「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を常設し、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

また、当該チームは、学校の基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止などの取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

職名又は校務分掌等
校 長
教 頭
教務主任
生徒指導主事
教育相談担当
1 年学年代表
2 年学年代表
3 年学年代表
養護教諭
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

■ いじめ対策担当の設置

いじめ問題について、組織的に対応するための分掌。生徒指導主事（主任）等が兼ねることが考えられるが、いじめ対策に特化した業務を明らかにしておくことが必要である。

いじめ対策担当の業務（例）

- ・ 校長の命を受け、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・ いじめ対策の全体計画や対応マニュアルなどを立案する。
- ・ いじめ対策会議の運営と、会議結果の全職員への周知を行い、いじめ問題の「見える化」を推進する。
- ・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーや相談員との連絡調整を行う。
- ・ ケース記録の集積と引き継ぎを行う。

3 いじめの理解

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第二条)

<いじめ問題についての基本認識>

■ いじめは人間として絶対に許されない

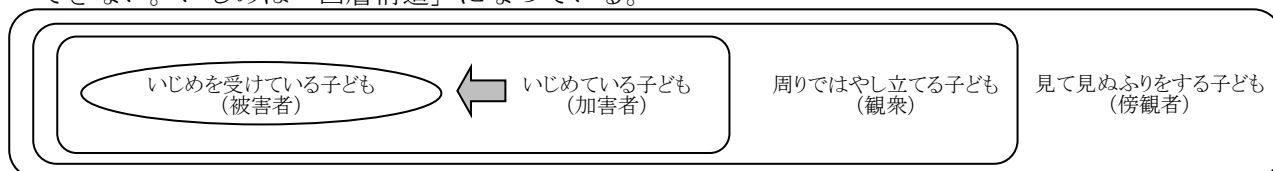
- 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」
- いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為である。

■ いじめの特徴

ーいじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるー

○ いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになる。
また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合もある。
傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

○ いじめの様態

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・ その他

○ いじめられている子どもの気持ち

- ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口したとして）さらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・ 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向けることがある。

○ いじめている子どもの気持ち

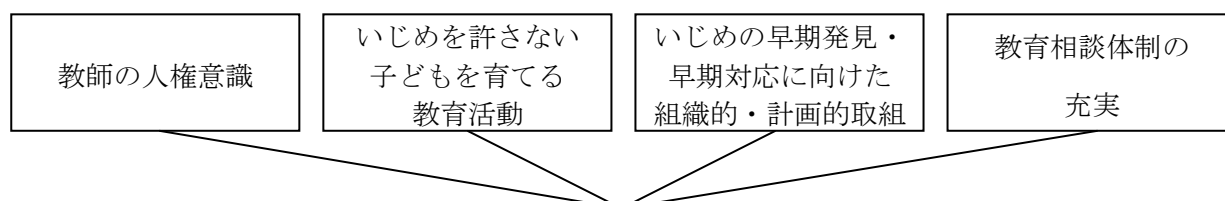
- ・ いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・ 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ・ いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

○ いじめの原因

- ・ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。
- ・ 相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

4 いじめの未然防止

■ いじめを許さない学校・学級づくり



未然防止の取組の重要性ーいじめを許さない子どもを育てるー

- ・ 学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことがないように、未然防止を図ることが何よりも重要である。
- ・ 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められるようになっている。そこには、すべての生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方がある。
- ・ いじめが起きないように努力すること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え、つまり、本当に求められる対応というのは、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められている。

■ いじめの未然防止に向けての手だて

○ 学級経営を充実させる

- ・ 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・ 子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ・ 正しい言葉遣いのできる集団を育てる。← いじめの大半は言葉によるものである。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要である。
- ・ 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- ・ 生徒の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
- ・ 担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめることが重要である。

【参考：「担任として学級経営を見直すチェックリスト」（P5）・「学校における教師の人権感覚チェックリスト（P19）」】

- ▲ 担任と子どもたちが、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もある。

○ 授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- ・ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

○ 特別の教科道徳

- ・ いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

○ 学級活動

- ・ いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ・ 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- ・ 人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

○ 学校行事

- ・ 子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

○ 生徒会活動

- ・ 子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめる。
（実践例）・ 生徒会による「思いやりの心宣言」
・ 生徒会による「いじめ防止アピール」やピア・サポート活動の展開

担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない子どもたちでも、いじめが起きやすい雰囲気のある学級集団の中に入ると心が乱れてくる。反対に、学級の環境を整備することで、子どもたちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になる。ここでは、学級担任として、日々の学級経営を見直す際のチェックポイントを示す。

【教師の言動】

- ☐ 子どもの言い分に耳を傾けている。
- ☐ 子どものよさを見つけようとしている。
- ☐ 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- ☐ えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- ☐ やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しつけたりすることがない。
- ☐ 個人のプライバシーを守っている。
- ☐ 一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわり合いをもっている。
- ☐ 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- ☐ わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- ☐ どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- ☐ 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- ☐ 朝礼、終礼が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- ☐ リーダーに協力する支援体制ができています。
- ☐ 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- ☐ 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- ☐ 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- ☐ 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- ☐ 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- ☐ 学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- ☐ 日頃から職員室に、子どもや学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- ☐ 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- ☐ 日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- ☐ いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

※子どもたちは、学校のすべての場で学んでいる。学校全体の方針のもと、学年等で情報交換を密にし、教職員同士が互いに高まり合いながら学級経営を見直していく必要がある。
また、学級をチェックする時期やチェックしたことの生かし方を考える等、見直しを持つことも大切である。

5 いじめの早期発見

■ いじめを発見する手だて

- 教師と子どもとの日常の交流をとおした発見
 - ・生活ノート、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。
- 複数の教員の目による発見
 - ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわる。
 - ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりする。
 - ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- アンケート調査
 - ・いじめも含めた各種アンケート等の調査を学校全体で計画的に取り組む。
 - ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などには場合によってはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。
 - ・学年始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃に実施することも考えておく。

【参考：「いじめ発見のチェックポイント」（学校用：P16）（進学・進級期用：P17）】
- 教育相談をとおした把握
 - ・学校全体として定期的な面談の実施や、子どもが希望する時には面談ができる体制を整えておく。
 - ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。
- 生徒会が主体となった取組
 - ・生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

■ 学級内の人間関係を客観的にとらえる

- 学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるためには、教師の間の情報交換や各種調査による点検も必要である。
- 【参考：「学級集団分析尺度Q-U」】

■ いじめを訴えることの意義と手段の周知

- いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
(例)
 - ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
 - ・生徒指導担当やスクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を周知する。
 - ・学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。
- 関係機関（市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
 - ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。
 - ・相談カード等を所持しているかを確認する。
- 匿名による訴えへの対応
 - ・匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知する。

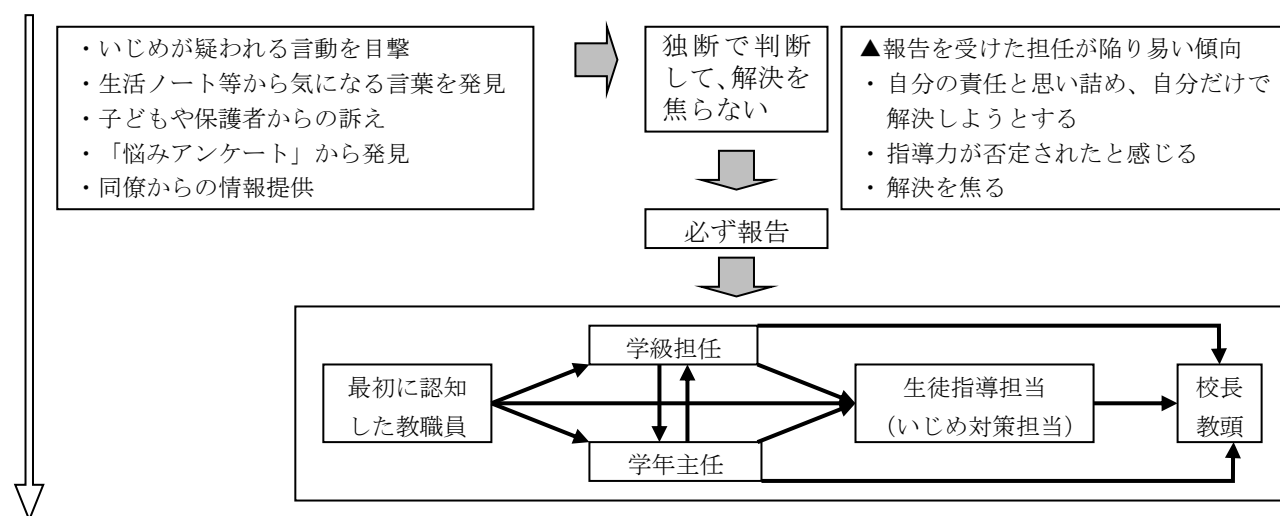
■ 保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
 - 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。
- 【参考：「いじめ発見のチェックポイント」（家庭用）（P18）】

6 いじめに対する措置

■ 発見から指導、組織的対応の展開

1. いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



2. いじめ問題対策チームの編成

校長(教頭)、生徒指導主事(主任)、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザー、部活動顧問等

*事案に応じて、柔軟に編成する。

3. 対策方針の決定・役割分担

(1) 情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴

(2) 対応方針

- ・緊急度の確認「自死」、「自傷行為」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

(3) 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の生徒と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

(1) 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではないこと>

- ▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。



5. いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

(1) 被害者（いじめられた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ▲ 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

■ 保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

* 保護者の不信をかう対応

- ▲ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
- ▲ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲ 電話で簡単に対応する。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

- ・ 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

* 保護者の不信をかう対応

- ▲ 保護者を非難する。
- ▲ これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

■ 関係機関との連携

- ・ 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ・ 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
・ いじめの発見状況を報告する。 ・ 対応方針について相談したい。	市町村教育委員会・県教育委員会 教育事務所
・ 指導方針や解決方法について相談したい。 ・ 子どもや保護者への対応方法を相談したい。	市町村教育委員会・県教育委員会 教育事務所・いじめ対応アドバイザー
・ いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。	児童相談所、警察
・ いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。	医療機関
・ いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。	児童相談所

■ いじめの発見、報告体制等のシステム化

システム化しておくべきこと

- (1) いじめを発見した時の報告体制
- (2) いじめ発見のための実態調査の方法（アンケートや教育相談等の実施時期及び内容）
- (3) いじめの指導記録の共通化
 - ・ 情報の見える化→情報の共有化→問題への意識化→解決に向けた協働体制
 - ・ いじめ問題の確実な引き継ぎ→いじめの再発防止→子どもを守る
 - ・ 記録から見える課題の把握→いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所等

■ いじめの認知件数についての考え方

- ・ いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩。
- ・ 認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れ。
- ・ 認知件数が多い少ないにかかわらず、認知した事案をどれだけ、どのように解決したかが大切。

■ いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上

職員会議や校内研修等で、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深めておくことが必要。

（１） いじめ問題に対応するための共通理解

- ・ いじめの態様に関する認識 ← 事態を軽視する見方があるといじめが蔓延する。
- ・ いじめの報告方法、指導方法に関する共通認識を図る。

（２） いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢

- ・ 人権意識を研ぎ澄ますことが大切である。
- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立って、子どもや保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。
- ・ 自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

（３） いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは、当事者間の状況によっては司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合がある。

- ・ 同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」（刑法第208条）
- ・ 顔面を殴打しあごの骨を折るけがを負わせる → 「傷害罪」（刑法第204条）
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」（刑法第222条）
- ・ 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」（刑法第223条）
- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金などを巻き上げる → 「恐喝罪」（刑法第249条）
- ・ 教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」（刑法第235条）
- ・ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」（刑法第236条）
- ・ 自転車故意に破損させる → 「器物損壊罪」（刑法第261条）
- ・ 校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉棄損罪」（刑法第230条）、「侮辱罪」（刑法第231条）
- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」（刑法第176条）
- ・ 生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「児童ポルノ提供等」（児童買春・児童ポルノ禁止法第7条）

■ インターネットを通じて行われているいじめへの対応

インターネット（携帯インターネット）が子どもたちへ急速に普及したことで、ネット上にある様々な問題のあるサービスを利用することが可能となり、いじめにつながることもある。

◆ 携帯電話の利用と現状について

- 子どもたちの携帯電話の利用状況
 - ・ 携帯インターネットの利用により、保護者や教職員が知らないうちに、子どもが直接、実際の社会へ接続している。
 - ・ ブログ、プロフ、ゲームサイト等により、子どもが何の保護もないままに社会と向き合っ情報を受信・発信している。
- 大人の認識と、ネット上のサイトの状況
 - ・ 多くの保護者や教職員が、子どもたちのインターネット利用の現状とその実態を把握できていない。
 - ・ ネット上に、子どもをターゲットとしたサイトが増加している。その中には、子どもの間のいじめなどのトラブルの原因となりうる、サイト（電子掲示板）が存在している。

◆ 実際に起こっている問題のある事例について

- インターネット（携帯インターネット）が原因となり発生したいじめの事例
 - ・ 学校裏サイト（ネット上の掲示板）上での何気ない書き込みがきっかけとなったいじめ。
 - ・ プロフ、ブログによる子ども自身が発信した情報がきっかけとなったいじめ。
- インターネット（携帯インターネット）によるいじめの事例
 - ・ いじめられている子どもへの誹謗中傷をインターネット上に書き込む。
 - ・ いじめられている子どもの家族や関係者の悪い噂をインターネット上に書き込む。
 - ・ いじめられている子どもの顔写真や個人情報などを書き込む。
 - ・ 多数の同級生がメールで悪口などを送信する。

◆ 対応策として考えられること

- 危機管理の一環として、学校や大人が学校裏サイト等の存在を知ること
 - ・ 親や先生が知っている、見ていることを知らせることだけでも抑止力がある。ただし、生徒の変容を図るような指導を丁寧に行わないと、別の隠れたサイトに逃げたり、いじめが陰湿化したりしてしまう場合がある。
 - ・ 情報モラル、情報セキュリティの指導に加えて、リスク管理の指導を行う必要がある。
- * リスク管理とは、生徒がインターネット上で行った行為により、どんな危険が子どもたちに及ぶかに気付かせ、危機意識を高めることで、自発的に自分の行動を変え、生徒自身のリスクを減少させていくことである。
- 保護者への啓発活動
 - ・ 保護者に携帯電話の危険性やその使われ方について知らせることにより、家庭と学校で協力して子どもを見守っていく。携帯電話のフィルタリング機能をかけることを促進する。
- インターネット上の問題点等の研修
- 警察等関係機関への相談
 - ・ 深刻な誹謗中傷等が発生した場合、該当のページを保存・印刷し、それを持って警察等に相談する。

書き込み削除の対応

- 1 証拠を保存する（日時・内容・サイト名・URL等を保存する）。
- 2 掲示板管理者へ削除を依頼する。
 - ・ 乱暴な書き方をするとお互いにエスカレートする場合があるので、丁寧な対応を心がける。
- 3 掲示板を運営する会社に連絡する。
 - ・ 書き込みが続く場合は運営会社に問い合わせ、削除を要請する。
 - ・ 多くの掲示板サイトには運営会社への問い合わせ先が記載されている。
- 4 相談機関に相談する。
 - ・ 悪質な書き込みの場合は、最寄りの警察署や県警生活環境課に相談する。

■ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

(1) 重大事態について

「いじめ防止対策推進法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」については、いじめを受ける生徒の状況に応じて判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

(3) 重大事態の調査

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人限関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。そのため、「いじめ防止対策推進法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質の応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合があったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で調査に当たる。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

イ 調査結果の報告

- ・調査結果については、市長に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

7 いじめ対策年間計画

□：教職員間の活動

○：生徒、保護者の活動

月	年 間 計 画	ポイント
4 月	□学校間、学年間の情報交換指導記録の引き継ぎ □いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成 【職員会議】 ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】 ○いじめ対応アドバイザーによる未然防止講話 【学級活動】 ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【保護者会】	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5 月	□アンケート（いじめも含む）の実施と分析、懇談 ○ふれあい面談月間の実施 ○行事（遠足・修学旅行等）をととした人間関係づくり	・生徒の班編成の場面に留意が必要。
6 月	○「Q－U」アンケート ○話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】	・6月は生徒の人間関係に変化が表れやすい時期です。
7 月	□校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」 ○学校評価の実施→ 生徒・保護者の意見を聞く	・いじめ対策を点検します。
8 月	□教育相談に係る研修講座への参加 ○ピア・サポート等の開発的教育相談の研修（教師・生徒）	・相談技術の向上を図ります。
9 月	○夏休み明けの教育相談の実施 ○「Q－U」の活用	・生徒の変化を確認します。
10月	□アンケート（いじめも含む）の実施と分析、懇談 ○ピア・サポート等の開発的教育相談の実施 【生徒会活動】 ○行事（運動会・合唱コンクール等）をととした人間関係づくり	・生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援を心がける。
11月	□アンケート（いじめも含む）の実施と分析、懇談 ○ふれあい面談月間 ○「Q－U」アンケート ○話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】	・11月は生徒の人間関係に変化が表れやすい時期である。
12月	○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施→ 生徒・保護者の意見を聞く	・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1 月	○冬休み明けの教育相談の実施 ○「Q－U」の活用	・生徒の変化を確認する。
2 月	□アンケート（いじめも含む）の実施と分析、懇談 ○話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】	・クラス替えによる人間関係に不安を持ち始める時期である。
3 月	□記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 □小中の情報連携のための連絡会	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備です。

小松市立御幸中学校 いじめ問題に対する校内体制図

いじめ問題対策チーム

- ・ いじめ対応基本方針徹底
- ・ いじめを見逃さない学校作り
- ・ 教員のスキル向上
- ・ 関係機関・PTAとの連携

校 長

教 頭

- ・ 教務主任・生徒指導主事
 - ・ 教育相談担当・養護教諭・学年主任
 - ・ 学級担任・部活動担当者 等
- ※状況に応じて柔軟な編成をとる。

相談・報告

教育委員会

派遣

いじめ対応
アドバイザー

助言

☆いじめ対応Aチーム

- ・ 学年主任・学級担任
- ・ 該当学年職員
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 生徒指導主事

☆いじめ対応Bチーム

- ・ 学年主任・学級担任
- ・ 部活動担当者
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 生徒指導主事

最初に認知した教職員

関係機関

警察署
児童相談所
医療機関

いじめ実態把握

- ・ いじめ実態調査アンケート
- ・ ふれあい面談月間
- ・ いじめ指導記録カード